

石川県立松任高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを、生徒に十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることや、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であることを踏まえ、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない環境づくりを行うため、以下のような取組みを行っていく。

1. 生徒が「分かった」「できた」など思わず取り組みたくなるような課題や ICT を活用した個別最適化学習、全員が参加できる協働的な学習など、一人一人を大切にした授業づくりを進める。
2. 学校の人権教育・道徳教育・特別活動などの教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うようにする。
3. あいさつ運動や文化祭、地域などでのボランティア活動を通して保護者、地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

また、いじめの背景にはストレス等が要因になることもあるので、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりがいじめの未然防止につながる。

(2) いじめの早期発見のための取組み

全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いのでささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち

いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにする。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていくことが大切である。

○年間計画

月	行事内容
4月	個人面談（担任）
5月	生徒対象いじめアンケート調査 校内研修の実施 教育相談の実施（相談室との連携）
6月	
7月	教育相談の実施（相談室との連携） 個人面談（担任） 保護者懇談を通して保護者と情報交換
8月	
9月	教育相談の実施（相談室との連携）
10月	
11月	生徒対象いじめアンケート調査
12月	教育相談の実施（相談室との連携）、個人面談（担任）
1月	
2月	生徒対象いじめアンケート調査 教育相談の実施（相談室との連携）
3月	

*必要に応じて、生徒対象いじめアンケート調査、個人面談（担任）、部活動顧問面談を実施。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をとる。

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、チームとしていじめに対処できるよう学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

SNS やスマートフォンの発展によってインターネットを通じて行われるいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくくなっている。そのため、被害の拡大防止と早期発見の観点から、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットチェッカーズいしかわ等と連携するなどして、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。また、SNS 等による不適切な書き込みや誹謗中傷などは名誉棄損やプライバシーの侵害等につながり、誰でも加害者や被害者になりうることから、生徒にネットの利用方法などの情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。なお、生徒の生命、身体

又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チームの設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策チーム」を設置し、学期に1回程度会議を開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。「いじめ問題対策チーム」の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談室長、学年主任、生徒課担当、養護教諭（ケースに応じてメンバー増）

※ 検討事項や事案内容に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する助言者の参加を柔軟に検討する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を示し、そのような事態が生じた場合は、県教育委員会を通じて県知事に報告する。学校の設置者は、その事案の調査を行う主体を学校が行うのか、学校の設置者が行うのか、どのような調査組織にするかについて判断する。県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、学校や学校の設置者の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することもある。この場合、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないように密接に連携し、適切に役割分担を図る。

調査を行うための組織について、事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。構成員については、専門的知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

発生した重大事態のいじめ事案の事実関係を明確にし、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合うことが必要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提出するとともに、調査結果を重ん

じ、主体的に再発防止に取り組む。

いじめ事案によっては、警察に協力依頼・報告をする。調査結果の報告は、石川県教育委員会へ報告する。調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、提出する。

5 その他

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策チーム」を中心に点検すると同時に、学校評価項目に加え、全職員で評価し、必要に応じて見直しをする。またその際、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員からの意見を積極的に取り入れるよう留意する。

6 主ないじめ等の相談機関

相談機関	電話番号	受付時間
24 時間子供 SOS 相談テレホン	076-298-1699 0120-0-78310	24 時間受付
石川県こころの健康相談センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢法務少年支援センター	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
いじめ 110 番	0120-61-7867	24 時間受付
小松市教育研究センター	0761-21-7958	月～金 9:00～17:30 土 (第 1・3) 9:00～12:00
能美市学校教育課	0761-58-2271	月～金 8:30～17:15
川北町学校教育課	076-277-1111	月～金 8:30～17:15
白山市教育センター教育相談	076-275-7566	月～金 8:30～17:15
野々市市子ども相談ダイヤル	076-246-7830	月～金 9:00～17:00
野々市市教育センター ふれあい相談	076-248-8456	月～金 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
こどものなやみごと相談	076-221-0831	毎週木曜 12:30～16:30